

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年2月27日付けで行った各保護変更決定処分（以下、「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

雇用保険失業手当の最初の振り込みが令和2年2月20日にありましたが。その後出費がかさんだりしたので、令和2年1月と2月の返納分は免除にならないでしょうか。

処分を知った日にはすでに支払いがかさんでいたので法80条の返還の免除にあたる。

医療費自己負担額について計算方法及び精算方法が不明のまま説明がない。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項

により、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-----------|--------------|
| 令和3年1月21日 | 諮問 |
| 令和3年3月8日 | 審議（第53回第3部会） |
| 令和3年4月15日 | 審議（第54回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

そして、法8条1項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をも

ってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(3) 収入申告義務について

法 6 1 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとは、すみやかに福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 収入認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 ・ 3 ・ (2) ・ ア ・ (ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

(5) 遡及変更の限度について

「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 1 3 - 2 ・ 答によれば、収入の増減が明らかとなった場合、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額又は減額して認定する必要があるが生じた場合、遡及変更の限度は 3 か月程度（発見月からその前々月分まで）と解すべきとされている。

(6) 法 8 0 条の規定に基づく返還の免除について

法 8 0 条は、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事情があると認めるときは、これを返還させないことができるものと規定している。

問答集によれば、法 8 0 条は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を財務処理上「戻入」すべき返還額の免除に係る規定であって、当該返還義務は、民法

703条（不当利得の返還義務）により生じるものであるとされている（問答集問13-17・答）。

(7) 雇用保険法の規定に基づく基本手当について

雇用保険法の規定に基づく基本手当は、離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日が通算7日間となる待期の満了後、公共職業安定所に出頭したときに支給日が決定・通知され、4週間に一回、失業の認定を受けた日分の手当を支給される（雇用保険法30条、同法施行規則42条）。

(8) 医療費本人支払額について

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3・2・(2)・アによれば、「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされており、「本人支払額に10円未満の端数があるときはこれを切捨てるもの」とされている（運営要領第3・2・(5)・エ・(7)）。

運営要領第3・2・(3)によれば、「福祉事務所長は、現に医療扶助を受けている者が次（アないしク）に該当すると認められたときは、医療扶助の変更に関する決定（保護の変更の決定）を行うこと」とされており、同アに「本人支払額を変更すべきことを確認したとき」を掲げている。そして、運営要領第3・2・(4)によれば、福祉事務所長は、要保護者について医療扶助の変更に関する決定をしたときは、一般の例に従い、保護決定通知書により、被保護者に対して通知することとされている。

(9) 次官通知及び運営要領は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問

答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、作成されたものである。

2 本件についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和2年2月25日に請求人からの連絡により、本件雇用保険金の入金的事实を確認し、上記1・(4)の次官通知に基づき、本件雇用保険金を収入認定すべきであると認め、遡及変更が可能であったことから、同月27日付けで、

- (1) 令和元年12月22日から令和2年1月8日までの分の雇用保険金93,474円を同年1月分の請求人の収入として認定した上で、請求人世帯の同月分の保護費141,380円を47,906円に変更する旨の保護変更決定処分を行い、
- (2) また、令和元年1月9日から同年2月5日までの分の雇用保険金145,404円を同年2月分の請求人の収入として認定した上で、この額が請求人世帯の同月分の保護費141,380円を上回ったことから、請求人世帯が医療扶助のみの適用を受ける者であると認め、当該収入認定額から最低生活費を差し引き、医療扶助本人支払額を4,020円とする旨の保護変更決定処分を行っていることが認められる。

そうすると、本件各処分は、いずれも上記1の法令等の規定に則って行われたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記第3のとおり、法80条の規定による免除を主張している。

しかし、法80条の規定は、保護金品を消費し又は喪失した請求人にやむを得ない事情があると処分庁が認めるときに、返還の免除を可能にするものであるところ、〇〇福祉事務所の担当職員は、本件雇用保険金の入金があった旨を請求人から聞いた際に、本件雇用保険金に相当する保護費は収入認定し、後日返還になる

旨を説明しているのであるから、請求人が当該保護費を消費したとしても、やむを得ない事情があるとはいえず、処分庁の判断に違法又は不当な点を認めることはできない。

また、請求人は、医療費自己負担額について計算方法及び精算方法が不明のままで説明がない旨も主張するが、本件各処分に違法・不当な点がないことは、上記2で述べたとおりであり、本件においては、医療費自己負担額の計算方法・精算方法についての説明の有無が本件各処分の取消理由になるものではない。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成